

北九州市迷惑行為防止基本計画 (第3次計画) 素案の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20(2008)年度「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」を施行、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの第1次基本計画、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの第2次基本計画に基づき、迷惑行為防止に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、路上喫煙率などの迷惑行為の件数減少や迷惑行為防止活動に取り組む団体の増加など様々な効果がありました。

今後もこれまでの取り組みを充実・強化し、SDGs未来都市にふさわしい、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまち・北九州市を実現するため、第3次基本計画を策定します。

2 これまでの主な取り組みと効果

- (1) マナーアップ教育の推進・・・道徳教育の推進(小学6年生)等
- (2) 市民啓発の推進・・・重点地区での啓発や市政だより等でのPR等
- (3) 市民活動等の促進・・・まち美化功労者への感謝状の贈呈等
- (4) 関係団体への支援・・・迷惑行為防止活動に取り組む地域団体への支援等
- (5) 監視・指導體制の強化・・・小倉・黒崎の重点地区での巡視活動等
- (6) 公共施設等の環境整備・・・重点地区や推進地区でのサイン整備等

主な取り組みの効果

事業名		取り組み実施前	取り組み実施後
路上喫煙率	小倉地区	10人/1,000人 (H20)	0.6人/1,000人 (H30)
	黒崎地区	12人/1,000人 (H21)	1.0人/1,000人 (H30)
家庭ごみの不適正排出指導件数		1,600件 (H22)	700件 (H30)
違法広告物簡易除却枚数		152,000枚 (H22)	34,000枚 (H30)
違法駐車啓発件数 (小倉地区)		7,000件 (H22)	1,000件 (H30)
放置自転車の撤去台数		4,150台 (H22)	1,614台 (H30)
モラル・マナーアップ 標語コンクール参加者数		679人 (H24)	1,043人 (H30)
迷惑行為防止活動に 取り組む支援団体数		40団体 (H23)	98団体 (H30)

3 第3次計画(素案)の概要

- (1) 計画範囲 基本条例において定めた「路上喫煙」や「ごみのポイ捨て」等14項目を計画の範囲（迷惑行為の定義）とします。
- (2) 計画期間 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
- (3) 目 標 **SDGs 未来都市にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現** とします。
また、目標の方向性として、市民アンケートにおいて、「モラル・マナーが良くなっていると感じる市民の割合の向上」と「モラル・マナーアップ関連条例の認知度の向上」を目指します。

- (4) 基本方針 ①迷惑行為をしない・させない「人づくり」
②迷惑行為をしない・させない「環境づくり」

(5) 施策の方向性と施策の柱・取り組み

別紙「北九州市迷惑行為防止基本計画（第3次計画）体系図」のとおりとします。

（施策・事業数 6施策・71事業）

4 第3次計画(素案)の主なポイント

(1) 自転車マナーアップ推進事業の強化

中学生を対象とした自転車交通ルール検定だけでなく、新小学1年生及び新高校1年生への自転車安全利用のチラシの配布など、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組みます。

(2) 客引き対策の推進

北九州市・福岡県警察・地元商店街とで連携を図り、官民一体となって「悪質な客引き行為対策」を実施し、安全・安心なまちづくりを推進します。

(3) 外国人向けモラル・マナーアップの周知・啓発の強化と外国人来訪者への対応

外国語版ホームページ、外国人向け生活情報誌への掲載や外国人向け生活情報動画「自転車の乗り方・ルールについて」の配信等により、モラル・マナーアップの周知・啓発を行います。また海外からの観光客への対応として、JR小倉・黒崎駅ペDESTリアンデッキ上において4ヶ国語による音声案内や看板等の外国語表記などの整備を図ります。

(4) たばこ対策促進事業の強化、路上喫煙者への広報等の対策

たばこの健康影響やたばこ関連疾患（COPD等）の予防、市内の禁煙外来の情報等について周知啓発を行い、禁煙に対する支援体制の取組みにより受動喫煙の防止を推進します。また、繁華街等における飲食店利用者の路上喫煙防止対策として、ポスター掲示や街頭啓発などにより広く周知を図ります。

5 これまでの主な経過

- 平成20年 4月 モラル・マナーアップ関連条例施行
6月 北九州市迷惑行為防止推進協議会(以下「協議会」)発足
- 平成23年 2月 北九州市迷惑行為防止基本計画(第1次基本計画)策定
- 平成27年10月 北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次基本計画)策定
(定期的に協議会を開催)
- 平成31年 2月 協議会へ「基本計画(第3次計画)」の諮問
※答申まで3回審議
- 令和元年 11月 協議会から市長へ答申
同月「基本計画(第3次計画)」素案を取りまとめ
11月総務財政委員会に計画案の意見聴取

6 今後の主な予定

- 令和 元年11月21日~12月20日
パブリックコメントの実施
- 令和 2年3月 常任委員会結果報告
計画の公表(予定)

北九州市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)体系図

